

## 地域密着型サービスへの独自報酬の設定について

### 1 目的

第8期介護保険事業計画においては、2040年に向けて、人口構造の動向などを踏まえた地域包括ケアシステムの基盤整備の方向性を示すことが求められている。

区では、この方向性を踏まえ、要介護者等の在宅生活の継続を支援することを目的として、国の報酬に加えて、市町村独自の加算を設定することができる仕組みを活用し、該当サービスへの参入を促すとともに、サービスの質の向上を図ることで、地域包括ケアシステムの実現に向けた介護サービスの提供基盤の強化をめざす。

### 2 根拠法令

介護保険法第42条の2

### 3 対象となるサービス

地域密着型サービスについては、下記のサービスについて、区が独自で加算を設定できることとされている。

- (1) 夜間対応型訪問介護
- (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (3) 小規模多機能型居宅介護
- (4) 看護小規模多機能型居宅介護

### 4 他自治体での状況

別紙参考資料2のとおり

### 5 今後のスケジュール（予定）

令和2年11月下旬	独自報酬の要件等を本委員会にて審議
令和3年1月下旬	該当サービス事業所への説明会の開催
令和3年2月下旬	届出報酬算定届出の受付開始
令和3年3月下旬	独自報酬について本委員会へ報告
令和3年4月1日	独自報酬の算定開始